

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する。

2. 改正の概要

- 会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。
 ※会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当の支給月数は、一般職の職員と同じ月数とする。
- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

支給月数		令和5年度 給与改定後		令和6年度	
一般職員	期末手当	年2.45月	4.5 月	年2.45月	4.5 月
	勤勉手当	年2.05月		年2.05月	
会計年度 任用職員	期末手当	年2.6月	2.6 月	<u>年2.45月</u>	<u>4.5月</u>
	勤勉手当	—		<u>年2.05月</u>	

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員の手当の種類に勤勉手当を追加することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 144 号

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4条において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および退職手当（同項第2号に掲げる者に限る。）とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4条において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>および退職手当（同項第2号に掲げる者に限る。）とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>